

「推奨花選定部会」会議 次第

日 時：令和2年10月27日(火)15:00～16:30

場 所：滋賀県庁北新館5-C会議室

1. 開 会

2. 開会挨拶

3. 審議事項

- (1) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会「推奨花選定部会」会議公開要領(案)
- (2) 推奨花の選定基準(案)
- (3) 推奨花候補の選定

4. 閉 会



第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会

滋賀県開催準備委員会

広報・県民運動専門委員会

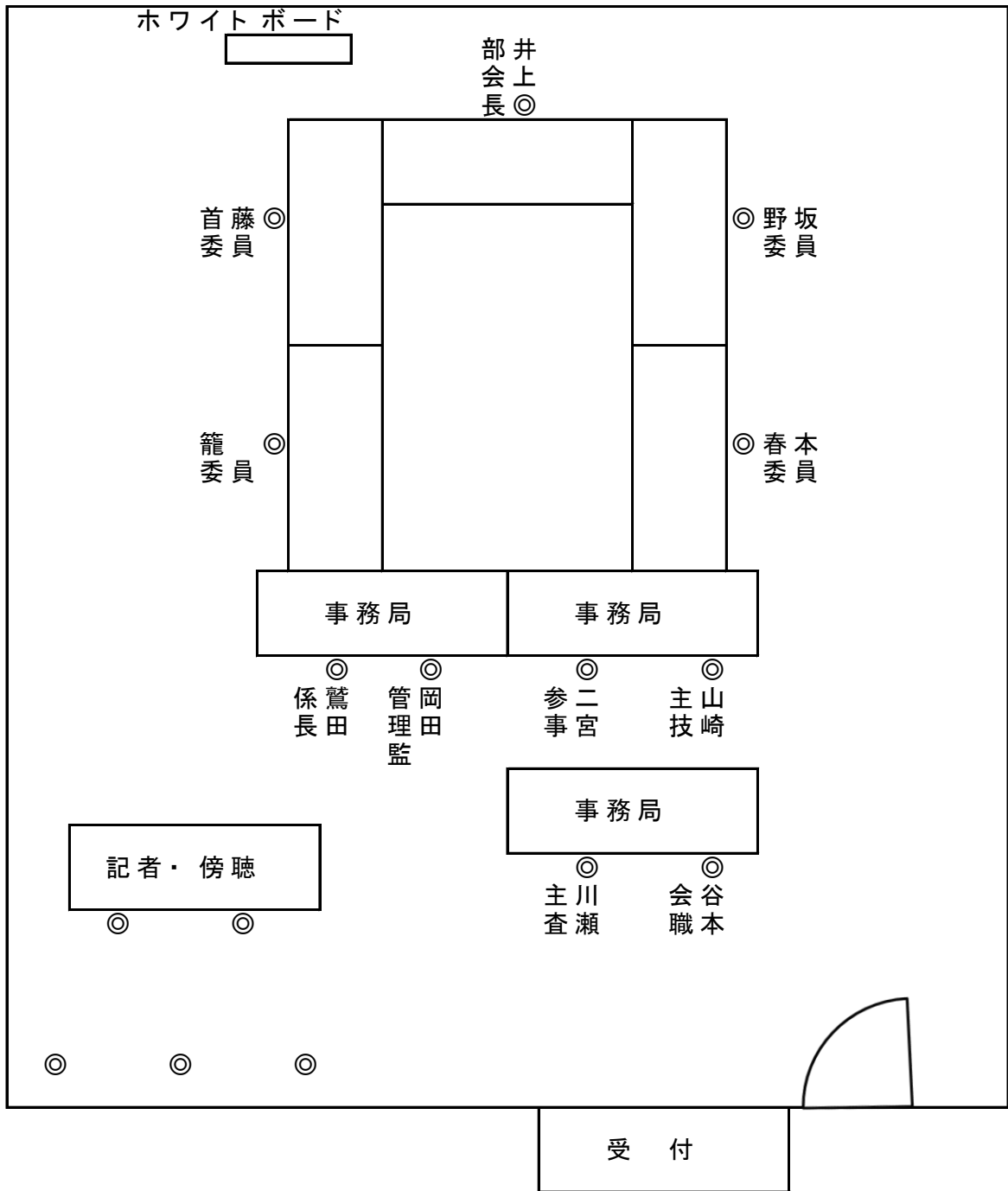
推奨花選定部会

会議資料

日 時：令和 2 年 10 月 27 日(火) 15:00～16:30

場 所：滋賀県庁北新館 5-C

配 席 図



推奨花選定部会 部会委員

所 属 等	氏 名	備 考
滋賀県立湖南農業高等学校 校長	井上 升二	部会長
滋賀県立長浜農業高等学校 教諭	春本 大輝	園芸科教諭
滋賀県小学校長会 副会長 湖南市立三雲小学校 校長	首藤 勲	広報・県民運動専門委員会 委員
滋賀県農業技術振興センター 滋賀県立農業大学校 主査	野坂 隆太	花き教諭
滋賀県農業技術振興センター 花・果樹研究部 主任技師	籠 洋	花き係研究員

**第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会 広報・県民運動専門委員会 部会設置要綱**

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会専門委員会設置規程第 5 条の規定に基づき、広報・県民運動専門委員会（以下「専門委員会」という。）の部会の設置および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(部会の名称および付託事項)

第 2 条 部会の名称および専門委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。

(部会の役員)

第 3 条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、専門委員会委員長が指名する。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した部会委員がその職務を代理する。

(任期)

第 4 条 部会委員の任期は、部会の目的が達成されたときまでとする。ただし、部会委員が就任時の機関、団体等の役職を離れたときは、その部会委員は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(会議)

第 5 条 部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

- 2 部会長は、付託事項の審議結果について、専門委員会に報告するものとする。

(庶務)

第 6 条 部会の庶務は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会事務局において行う。

附 則

この要綱は、平成 28 年 9 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 2 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月18日から施行する。

別表（第2条関係）

部会の名称	付託事項	委任事項
マスコットキャラクター 選定部会	マスコットキャラクター の候補選定に関するこ と。	
愛称・スローガン 選定部会	愛称・スローガンの候補 選定に関すること。	愛称・スローガンの規程 書体の決定に関するこ と。
ポスター等選定部会	大会公式ポスターの候補 選定に関すること。	大会広報用ポスターの選 定および決定に関するこ と。
イメージソング・ダンス 選定部会	イメージソング・ダンス の作成方法の検討および 候補選定に関すること。	
推奨花選定部会	花いっぱい運動に係る推奨 花の候補選定に関するこ と。	

審議事項（１）

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会 推奨花選定部会 会議公開要領（案）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会の「推奨花選定部会」（以下、「部会」という。）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第 2 条 部会の会議は原則として公開するものとする。

2 次のいずれかの場合にあつては、部会長が部会に諮って会議を非公開とすることができる。

（１）滋賀県情報公開条例第 6 条各号に掲げる情報と認められる事項を審議する場合

（２）公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合

3 部会の会議の公開は、会議の傍聴および議事録等の公開により行うものとする。

（会議の傍聴）

第 3 条 会議の傍聴については、傍聴希望者（報道関係者を除く。）のうちから部会長が傍聴を許可する。なお、報道関係者には、公開する会議の取材を認めるものとする。

また、会議の全部を非公開とする場合にあつても、議事に入るまでの間の報道関係者の取材は認めるものとする。

2 傍聴者の定員は、10 名とする。ただし、会場の都合等やむを得ない理由がある場合には、10 名未満の数とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、部会長が特に認める者は会議を傍聴することができる。

4 会議の一部を非公開とする場合、部会長は当該非公開議題の議事に先立ち、傍聴者および報道関係者に会場からの退席を指示するものとする。

5 傍聴者は、抽選により決定する。ただし、会議の開会時刻の 20 分前までに傍聴を希望した者が定員に満たない場合は、会議の開会時刻まで定員内で先着順により決定する。

6 部会長は、会議の秩序を維持するため、必要な定めをすることができる。

（議事録等の公開）

第 4 条 事務局において、次の事項を記載した議事録（非公開の議題については会議録）を作成するものとする。

（１）開催日時

(2) 開催場所

(3) 議題

(4) 議事の経過

(5) その他必要な事項

2 議事録または会議要録は、会議に出席した部会委員の確認を得て作成するものとする。

3 議事録または会議要録は、原則として1か月以内に県のホームページへの掲載等による情報提供に努めるものとする。ただし、個人名等公開することが不相当と認められる事項については公開しないこととすることができる。

(委任)

第5条 この要領に定めのない事項は、部会長が部会に諮って、必要がある都度定めるものとする。

付 則

この要領は、令和2年10月27日から施行する。

滋賀県情報公開条例 第6条

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令もしくは条例（以下「法令等」という。）の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員および職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員および職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容に係る部分
- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (4) 法令等の規定により、または法律もしくはこれに基づく政令の規定による指示（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条第 1 号へ規定する指示その他これに類する行為をいう。）により明らかに公にすることができない情報
- (5) 県の機関ならびに国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 県、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

推奨花の選定基準（案）

- （1） 病害虫に強く、比較的育てやすいこと
- （2） 開花期間が長く、開催期間中（9月下旬～10月末）見頃であること
- （3） 花壇やプランターでの栽培に適していること（草丈含む）
- （4） 種苗が入手しやすく、安価であること

※上記選定基準に関わらず、滋賀らしさをアピールできる花（滋賀で栽培が盛んな花や滋賀ゆかりの花等）を選定することができる。

花いっぱい運動の概要および推奨花について

1 花いっぱい運動とは

選手、監督をはじめとする全国からの来県者を、県民の育てたたくさんの花でお迎えし、歓迎の気持ちを伝えるとともに、本運動に携わった人にも思い出に残る大会とすることを目的とする。

2 花いっぱい運動の進め方

試験栽培およびリレー型栽培の実証栽培を経て、農業系高等学校および県農業関係機関、中学校、小学校と苗を引き継いで、リレー型栽培を行っていく。その他、社会福祉施設やボランティア、幼稚園等にも協力を依頼する予定である。このリレー形式で栽培された花を市町に活用していただくことで、花いっぱい運動の推進と国スポ・障スポ開催の機運醸成を図る。

3 推奨花を選定する目的

県民の皆様にご育ていただくおススメの花として推奨花を選定し、総合開・閉会式会場や競技会場をはじめ、駅、道路、その他周辺地域等を広く装飾するために活用する。

また、大会終了後も、県民が推奨花を目にするたびに、本県民運動を想起できるようなものとし、本大会のレガシーとする。



花いっぱい運動にかかる主な予定

令和2(2020)年度 <開催5年前>

- 推奨花選定部会の設置および選定メンバーの検討
 - ・広報・県民運動専門委員会にて推奨花選定部会設置を決定(令和2年6月18日)
- 推奨花の検討
 - ・推奨花選定部会において、推奨花候補を選定
 - ・広報・県民運動専門委員会にて、推奨花を決定

令和3(2021)年度 <開催4年前>

- 推奨花試験栽培の準備
 - ・関係機関への試験栽培の依頼
 - ・試験栽培にかかる必要資材の調査

令和4(2022)年度 <開催3年前>

- 推奨花の試験栽培
 - ・栽培方法が難しい推奨花や通常の栽培方法では大会の開催時期(9月下旬～10月下旬)に開花しない推奨花について、大会の開催時期に開花させるための試験を実施
- 花育てガイドブックの作成と花いっぱい運動の啓発
 - ・推奨花の栽培方法をまとめたガイドブックの作成
 - ・ホームページ上での花育てガイド掲載と取組啓発
- 啓発用種子の配布
 - ・一部の奨励花の種子配布による、運動の周知・啓発(啓発用デザインの種子袋にて)
- 各市町での栽培の普及に向けた準備
 - ・各市町での必要資材等の把握

令和5(2023)年度 <開催2年前>

- 推奨花のリレー形式での栽培の試行(実証栽培)
 - ・一般、高校生が育てた苗を、小・中学生がプランターで育てるリレー形式での栽培を実施
- プランターシール、プランター立て札、花壇用立て札案の作成・決定

令和6(2024)年度 <開催1年前>

- 推奨花の栽培・装飾の試行
 - ・県準備(実行)委員会を中心とした、リレー栽培の実施
 - ・市町(花育て団体)による、国スポ・障スポ開催時期にあわせた推奨花栽培・リハーサル大会会場等装飾の試行
 - ・開催年を見据えた生産・供給体制での試行
- プランターシール、プランター立て札、花壇用立て札の配布

令和7(2025)年度 <開催年>

- 県準備(実行)委員会による開・閉会式会場等および市町による競技会場等の装花
- 推奨花の栽培・装飾の実践
- プランターシール、プランター立て札、花壇用立て札の配布

令和8(2026)年度～

- 団体、企業、個人等による継続した花育ての取り組み

推奨花候補の選定

- (1) 事前調査1，2の結果、先催都県の状況、アンケート結果を参考に選定基準に基づき、当部会で10種を候補として選定。

事前調査1の結果および先催都県の推奨花、推奨花アンケートの結果

	票数	選択理由					先催都県の推奨花										小学生を対象とした推奨花アンケート結果		
		ア 病害虫に強く、比較的育てやすい	イ 大会開催期間中(9月下旬~10月末)が見頃	ウ 花壇やプランターでの栽培に適する	エ 種苗が入手しやすい・安価	オ 「滋賀らしさ」をアピールできる花(栽培が盛ん、滋賀ゆかりの花等)	2020	2019	2018	2017	2016	2015	2014	2013	2012	2011	選定数	順位	票数
							鹿児島	茨城	福井	愛媛	岩手	和歌山	長崎	東京	岐阜	山口			
1 コリウス	5	●●●●	●●●	●●●●●	●●●		○		○	○	○	○		○	○		7	4	2
2 サルビア	5	●●●●	●●●	●●●●●	●●●●	●	○	○		○	○	○	○	○	○	○	9	4	2
3 ジニア(ヒヤクニチソウ)	5	●●●	●●●	●●●●	●●●●		○		○	○	○	○		○		○	7	5	1
4 マリーゴールド	5	●●●●	●●●	●●●●●	●●●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	4	2
5 インパチュエンス	4	●●	●●	●●●●	●●●			○		○	○			○	○		5	6	0
6 ベゴニア	4	●●●	●●	●●●●	●●●				○	○	○	○				○	6	4	2
7 メランポジウム	4	●	●●	●●●●	●●				○	○		○	○	○	○	○	7	5	1
8 コスモス	3	●●	●●●	●●	●●●			○	○		○		○	○	○	○	6	1	12
9 ピンカ(ニチニチソウ)	3	●●	●●	●●	●●●		○	○		○			○	○			5	4	2
10 アゲラタム	2	●●	●	●●	●●					○	○			○			3	5	1
11 ペチュニア	2	●	●●	●	●			○	○			○	○				4	5	1
12 ポーチュラカ	2	●●	●	●●	●●		○	○			○		○				4	6	0
13 キンギョソウ	1		●									○					1	-	-
14 ケイトウ	1		●	●	●				○	○	○						3	5	1
15 センニチコウ	1	●	●	●	●		○		○	○					○		4	4	2
16 ダイアンサス(ナデシコ)	1				●				○			○	○				3	4	2
17 パンジー	1		●	●					○		○						2	3	3
18 ビオラ	1		●	●					○								1	-	-
19 ガーデンマム								○									1	-	-
20 カンナ								○									1	-	-
21 キク									○								1	-	-
22 クロトン							○										1	-	-
23 コキア								○									1	-	-
24 ダリア								○					○				2	4	2
25 トルコギキョウ														○			1	-	-
26 ノースポール												○					1	-	-
27 ハイビスカス							○										1	-	-
28 バーベナ								○									2	2	4
29 ハゲイトウ							○										1	-	-
30 パラ									○								1	-	-
31 ヒガンバナ									○								1	-	-
32 ブーゲンビリア							○										1	-	-
33 フランネルフラワー														○			1	-	-
34 ペンタス							○										1	-	-
35 リンドウ									○								1	-	-
36 ローズマリー							○										1	-	-

上位9種の花を暫定候補として、ホワイトボードに貼り出しています。

調査2の結果 先催都県の推奨花以外からの提案

		選択理由				
		ア 病害虫に強く、比較的育てやすい	イ 大会開催期間中(9月下旬~10月末)が見頃	ウ 花壇やプランターでの栽培に適する	エ 種苗が入手しやすい・安価	オ 「滋賀らしさ」をアピールできる花(栽培が盛ん、滋賀ゆかりの花等)
	提案された花					
1	井上 上部会長 提案 イブキジャコウソウ 					●
2	井上 上部会長 提案 キバナコスモス 		●	●		
3	井上 上部会長 提案 ソバ 			●		●

先催都県の推奨花の紹介

過去 10 年の先催都県で 2 回以上推奨花に選択された花 18 種についての説明資料になります。

1 アゲラタム			2 インパチュエンス		
	開花期	5～11月		開花期	5～11月
	主な色	紫		主な色	白、赤、桃、橙
	特徴	耐暑性○		特徴	耐陰性○ 好光性種子
3 ケイトウ			4 コスモス		
	開花期	7～11月		開花期	6～11月
	主な色	赤、桃、黄、橙、 淡緑		主な色	赤、白、桃、橙
	特徴	耐暑性○		特徴	
5 コリウス			6 サルビア		
	開花期	7～10月（葉）		開花期	6～11月
	主な色	赤、緑（葉）		主な色	赤、紫
	特徴	耐陰性○		特徴	耐暑性○
7 ジニア（ヒャクニチソウ）			8 センニチコウ		
	開花期	5～11月		開花期	5～11月
	主な色			主な色	紫、桃、白、赤
	特徴	耐暑性○		特徴	耐暑性○
9 ダイアンサス（ナデシコ）			10 ダリア		
	開花期	4～8月		開花期	6～11月
	主な色	赤、桃、白、黄		主な色	赤、桃、橙、白
	特徴			特徴	耐暑性○ 高温期は開花少
11 バーベナ			12 パンジー		
	開花期	5～11月		開花期	10～5月
	主な色	白、赤、桃、紫		主な色	白、赤、桃、橙、 黄、青、紫
	特徴			特徴	耐暑性×

13 ビンカ (ニチニチソウ)			14 ベゴニア		
	開花期	5～11月		開花期	9～6月
	主な色	白、赤、桃、紫		主な色	白、赤、桃、橙
	特徴	耐暑性○		特徴	耐暑性×
15 ペチュニア			16 ポーチュラカ		
	開花期	3～11月		開花期	5～10月
	主な色	赤、桃、青、紫、 白、黄		主な色	白、赤、桃、橙、 黄、紫
	特徴			特徴	耐乾・耐暑性○ 耐陰性×
17 マリーゴールド			18 メランポジウム		
	開花期	4～12月		開花期	4～11月
	主な色	黄、橙、白、赤		主な色	黄
	特徴	耐暑性○		特徴	耐暑性○